

法人会ニュース

2005

5

# 江東ひがし



<http://www.koto-higashi-h.or.jp/>

浮世絵

三代歌川豊国画  
大判錦画三枚続

三代歌川豊国(天明6年～元治元年)  
(1786～1864)は現江東区の出身で初代豊国の門人である。

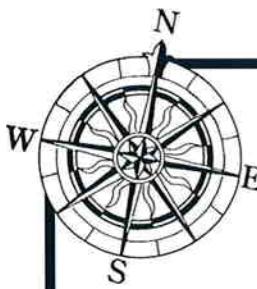
五渡亭国貞の名で浮世絵界に活躍、数多くの作品を残した。五つ目の渡し(現五ノ橋辺り)の株をもって住んでいた。

たので、五渡亭と称した。のち亀戸天神前に移り住み亀戸豊国ともいう。彼の人気と実力が、「歌川派にあらずば浮世絵師にあらず」とまで言わしめた。墓は光明寺(亀戸3丁目)で墓石の文字は蜀山人の筆跡である。



菖蒲浮世絵文化の会 代表 嶋村伸枝氏蔵

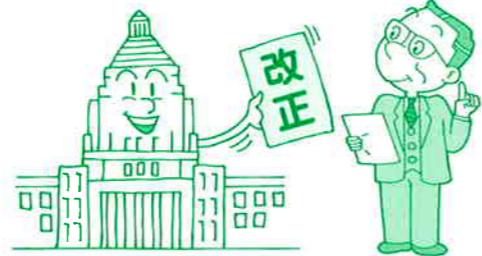




## 平成17年度 税制改正

# 政府の基本方針決まる!

政府は、平成17年1月17日、平成17年度税制改正の要綱をとりまとめました。主な内容につきましては、若干変更となる場合がありますので、取り扱いにはご注意いただきますようお願いいたします。



税目および項目	現 行	改 正 案	備 考
<b>〈NPO税制〉</b>			
認定要件等の緩和 ●パブリックサポートテスト	総収入金額に占める寄附金総額の割合が1/5以上であること。（平成15年4月1日から平成18年3月31日までの时限措置）	左記の割合が直前2事業年度の平均の割合により算定。	その他、事業費総額のうち特定非営利活動事業費の占める割合要件（80%以上）、受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に充当する要件について直前2事業年度の平均により算定。
●共益的な活動の制限にかかる要件	事業活動のうち共益的な活動の占める割合が50%未満であること。	●会員等の範囲から単なる顧客を除外 ●ネットワーク型NPO法人の会員等に対する助成事業のうち特定公益増進法人又は認定NPO法人が参加する事業を共益的活動の範囲から除外。	
●役員及び社員の親族に係る要件	親族の範囲は、配偶者、六親等内の血族、三親等内の姻族。	親族の範囲を配偶者及び三親等以内の親族に限定。	
●寄附金控除の控除対象限度額（所得税）	総所得金額の25%	同 左 30%	
<b>〈政策税制〉</b>			
●人材投資（教育訓練）促進税制の創設		「人づくり」を支援する制度として、以下の制度を創設。 ●過去2年間に教育訓練費の平均を基準とし、増加額の25%を法人税から控除。（当期の法人税額の10%相当額が限度） (中小企業者等の特例) 中小企業者等については、上記の制度の適用に代えて各事業年度の所得金額の計算上損金に算入される教育訓練費に対し、以下の控除率による税額控除を認める。ただし、当期の法人税額の10%相当額を限度とする。	この制度は、平成17年4月1日以降に始まる3年間の事業年度に適用。 対象となる教育訓練費は講師などの経費や教材費、外部施設の使用料、講座などの受講費用、外部の教育機関への研修委託費。 (※)教育訓練費増加率とは、当期の教育訓練費の額からその直前2年以内に開始した各事業年度の所得金額の計算上損金の額に算入された教育訓練費の平均額を控

税目および項目	現 行	改 正 案	備 考
●債務免除益の課税軽減策		●教育訓練費増加率(※)が40%以上の場合 20% ●教育訓練費増加率が40%未満の場合 50%	除した金額の平均額に対する割合。
●個人所得課税 ●定率減税の縮小	所得税額の控除率 20% 控除限度額 25万円 個人住民税 15% 控除限度額 4万円	同 左 10% 同 左 12.5万円 同 左 7.5% 同 左 2万円	所得税については平成18年1月から、個人住民税については、平成18年6月徴収分から実施。
●個人住民税	年令65歳以上の者のうち、前年の合計所得金額が125万円以下のものに対する非課税措置がある。		この改正は、平成18年度分以後の個人住民税について適用。ただし経過措置として平成17年1月1日において65歳に達していた者であって前年の合計所得金額が125万円以下であるものについては、平成18年度分については所得割および均等割の税額の2/3、平成19年度分については同1/3を減額する措置を講ずる。
●フリーターなど短期労働者への課税	フリーターなど短期労働者への課税について、課税の基準日となる1月1日時点で給与を受けていない場合は、市長村へ給与支払報告書の提出義務がなく、事実上課税漏れとなっている。		この改正は、平成18年1月1日以降に辞めた人が対象。この制度により住民税の負担ができるのは平成19年6月から。
●中古住宅へのローン控除拡大	以下の要件を満たす場合、住宅ローン控除の適用がある。 ●木造住宅 築20年以内 ●鉄筋コンクリート造り住宅等 築25年以内	同控除の拡大要件として以下が付加される。 ●木造住宅等で築25年超又は鉄筋コンクリート造り住宅等 築25年以内	この改正は、平成17年4月1日以後に既存住宅を取得し、自己の居住の用に供する場合に適用。
●金融証券税制 ●特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算の特例	平成16年12月末までの措置として以下の取り扱いが可能。 ●個人投資家が自宅などで保有する「タンス株」の特定口座への預入が可能。取得価格が不明の株券については、「みなし取得価格」を採用できる。	預け入れる際の制度が変更。「みなし取得価格」は廃止され、今後は取得価格が明確にわかる株券に限定して預入可能となる。	この改正は、平成17年4月1日から平成21年5月31日までの措置。
●金融先物取引	金利や為替先物取引に係る利益への課税は総合課税（税率は一律20%）へ変更。	金融先物取引による利益への課税は総合課税から分離課税（税率は一律20%）へ変更。	この改正は、平成18年1月1日以後の取引に適用。

## インターネット利用者の方へ

最近ではインターネットが普及して、生活の一部になってきましたね。オークションに出品したり、アフィリエイトのような広告サイト等のインターネット取引で収入を得ている人も多いかと思います。

ところで、インターネットを利用した取引でも一定額以上の所得がある方は、申告が必要になることをご存じでしたか。

また、場合によっては消費税の申告が必要になることもあります。

詳しくは税務署・税務相談室までお尋ねください。



## 税の豆知識

Q イータックスで申告するには何を準備したらいいの？

A 次の準備が必要です。

- ① インターネットに接続されたパソコンを準備します。
  - ② 開始届出書と本人確認書類（住民票の写しなど）を税務署へ送付又は持参します。
  - ③ 税務署から利用者識別番号等の通知書とe-TaxソフトのCD-ROMが送付されます。
  - ④ e-Taxを利用する際に必要な電子証明書などを登録します。
- 詳しくは、e-Tax ホームページを御覧ください。  
<http://www.e-tax.nta.go.jp>

注：アフィリエイトとは、企業と契約して自分の運営するWEBサイトに自分で選んだ広告を掲載し、自分のWEBサイトにアクセスしてきたユーザーが、その広告を経由して商品を購入するなど条件を満たした場合に企業から報酬が支払われるシステムのことです。

## 平成17年度 国家公務員採用Ⅲ種(税務)試験のお知らせ

人事院・国税庁では、下記のとおり「平成17年度 国家公務員採用Ⅲ種(税務)試験」を行います。ご興味のある方は、税務署までお気軽にお問い合わせください。

◇ 受験資格 昭和60年4月2日から昭和63年4月1日生まれの者

◇ 試験種目 第1次試験 教養試験、適性試験、作文試験  
第2次試験 人物試験、身体検査

◇ 申込書交付期間 5月9日(月)～6月28日(火)

◇ 申込書受付期間 6月21日(火)～6月28日(火)

◇ 試験日 第1次試験 9月4日(日)  
第2次試験 10月13日(木)～10月20日(木)のうち指定する日

◇ 最終合格者発表日 11月10日(木)

◇ お問い合わせ先 江東東税務署・総務課 (Tel 3685-6311)まで

講師  
林統括官

3月研修会は3月23日(水)、講師に林法人課税第2統括官を迎えた。総勢25名が参加して開催された。内容は2部構成。

## 『報償関係の取扱い』を研修

## 源泉部会 研修会

まずは、「税務調査から見た誤り易い事例」として、報償関係(経済的利益)の研修である。以下に、取扱い事例とそれに対する判断を述べる。

(1) 勤務成績の優良な使用者に支給する表彰金。(2) 作業ミスの発見者へ支給する奨励金。

(3) 勤務時間の内外を通じて品質管理活動を行っている各グループへの社内提案制度に基づく表彰金……いずれも通常の職務の範囲内の業務

(4) 営業成績優良者を抽選により、海外旅行に招待した場合

…職務の対価の性質を有す

るから、源泉徴収する。(5) 火事による被害を軽微にした、

使用者の機敏な措置への謝礼

金。(6) 経理課社員による、事務合理化に関する提案に対する

意見……いずれも一時所得

であります。(7) 経理課社員の通常の

職務は記帳事務であつて、一

般の提案制度に基づく賞金は

通常の職務の範囲内の行為

でない。(7) 叙

勲を受けた創

業者を称える

記念品に課税

品……会社が支給する創業

為の100万円相当の記念

品……会社が支給する創業

為の100万円

電話・社団法人江東東法人会  
江東区亀戸 2-17-15  
（3637）7121

間 東京都江東都税事務所  
セブン-イレブン  
サンクス  
サークルK  
ファミリーマート  
ミニストップ  
ローソン

○自動車税を納付できるコンビニエンスストア  
ビニエンスストア

東京都の自動車税はコンビニエンスストアでも納付できます。ご利用可能なコンビニは以下のとおりです。また、郵便局は、全国どこでも自動車税を納めることができます。

自動車税納税通知書は、5月2日(月)に発送します。  
納期限は、5月31日(火)です。

◎5月は、自動車税の納期です。  
都税事務所からのお知らせ

**都税だより**

## ◀ 行事予定 ▶

### 5月

10日(火)	北砂第1・第2・第3・第4支部研修会 研修内容「会社取引をめぐる税務」PART2 講師 江東東税務署審理担当官	午後 6 時	砂町文化センター
11日(水)	新設法人説明会 研修内容「新設法人のための会社の税金」 講師 江東東税務署審理担当官	午後 1 時30分	江東東税務署 1階会議室
13日(金)	IT部会	午後12時15分	法人会館
18日(水)	源泉部会研修会並びに第31回通常総会	午後 3 時	アンフェリシオン
20日(金)	第381回理事会	午後 3 時	法人会館
22日(日)	第16回社会貢献活動「まちをきれいに」	午前 9 時30分	亀戸駅北口周辺
27日(金)	第39回通常総会	午後3時30分	アンフェリシオン

### 6月

3日(金)	決算法人説明会 研修内容「会社の決算・申告の実務」 講師 江東東税務署審理担当官	午後 1 時30分	江東東税務署 1階会議室
4日(土) ～5日(日)	女性部会一泊研修会		伊豆熱川・福島屋
8日(水)	南砂第3支部・新砂支部研修会 研修内容「会社取引をめぐる税務」 講師 江東東税務署審理担当官	午前10時30分	南砂区民会館
16日(木)	南砂第2支部研修会 研修内容「会社取引をめぐる税務」 講師 江東東税務署審理担当官	午前10時30分	南砂西四集会所
22日(水)	第382回理事会	午後 3 時	法人会館

### 7月

4日(月)	法算法人説明会 研修内容「会社の決算・申告の実務」 講師 江東東税務署審理担当官	午後 1 時30分	江東東税務署 1階会議室
12日(火)	IT部会	午後12時15分	法人会館
21日(木)	源泉部会研修会	午後 2 時	法人会館
28日(木)	第383回理事会	午後 3 時	法人会館

●役員会・委員会は省略しております。お問い合わせは事務局まで。